

令和 6 年 9 月  
令和 6 年第 3 回 栃木市議会定例会  
議案書及び議案説明書（その 2）

栃 木 市



番 号

件

名

|           |                              |   |
|-----------|------------------------------|---|
| 議案第 9 1 号 | 栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について | 1 |
|-----------|------------------------------|---|



栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

## 栃木市条例第 号

### 栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例

栃木市国民健康保険条例（平成22年栃木市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第15条中「第9条第1項若しくは第9項」を「第9条第1項若しくは第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(保険年金課)

議案第 9 1 号

## 栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、国民健康保険法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市国民健康保険条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

### ◎改正の概要

引用条項を改め、被保険者証に係る規定を削ること。(第 1 5 条関係)

### 〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事案)

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

議案第 9 1 号（保険年金課）

栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例

| 現                                                                                                                                                                                                                           | 行 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| <p data-bbox="197 349 284 385">（罰則）</p> <p data-bbox="150 412 1433 627">第 1 5 条 市は、世帯主が国民健康保険法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、1 0 万円以下の過料に処する。</p> |   |

改 正 案

(罰則)

第15条 市は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。

## 栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

